

行政書士による戸籍謄本等の不正取得について

令和 3 年度に大阪市で交付した証明書について、不正取得されていたことが判明しました。事案については以下のとおりです。

1. 事件の概要

- ・令和 3 年に栃木県の行政書士が職務上請求用紙を不正使用し、全国で住民票の写しや戸籍謄本等を請求する事件が発生しました。
- ・毎日新聞の報道によると、当該行政書士により約 3,500 件の住民票の写しや戸籍謄本等が取得されたということでした。
- ・本件は、大阪市に対しても捜査機関による捜査があり、判決に至ったという情報を得て、令和 3 年 11 月 30 日に略式裁判記録の確認を行ったところ、令和 3 年 4 月 12 日付で交付した証明書 1 件が、職務上請求書を用いて、虚偽の記載により不正取得されたものと確認したものです。
- ・なお、栃木県によると、不正取得と認定されたのは全国で 9 件でした。

(参考)

- ・令和 4 年 2 月に大阪府で実施された調査により府内 43 市町村での当該行政書士へ交付した件数は 296 件でした。(請求年月日：H30. 1. 15 ~ R3. 4. 26)
- ・大阪市で確認できた当該行政書士からの請求件数は 82 件であり、このうち 1 件が不正取得として判決を受けたものです。
- ・不正取得とされた 1 件の利用目的は「権利行使又は義務履行」とされていました。

2. 令和 3 年度に発生した不正請求事件に対する大阪市の取組み

本人への告知について

- ・大阪市では、平成 25 年 5 月 27 日付けで不正取得による被害の原因究明や拡大の防止を図るとともに、今後の不正取得を抑止することを目的として「住民票の写し等の不正取得にかかる被取得者への告知事務取扱要領」(以下、「告知事務取扱要領」と言う。)を制定しています。
- ・不正取得が行われたと判断される状況であれば、告知事務取扱要領に基づき、主に 2 点の対応を行います。

当該不正取得者に対して、被取得者に当該不正取得の事実に関する情報を告知する旨を通告するとともに、当該不正取得にかかる住民票の写し等を返還するように要請する。

当該不正取得の被取得者に対して、当該不正取得の事実に関する情報を告知するとともに、人権に関する相談の案内を行う。

令和 3 年度に大阪市において不正取得にかかる情報を把握した際も告知事務取扱要領に

沿って対応を行いました。

- ・警察、地方検察庁への聞き取り
- ・略式裁判記録を確認
- ・当該行政書士に対し、被取得者に不正取得の事実を告知する旨を通告し、証明書の返還を要請
- ・本人への告知

3. 不正請求抑止の取組みについて

本人通知制度

大阪市では、委任状を偽造して本人になりすました不正な請求や、使用目的を偽って証明書を不正に取得する事案などの不正な請求を抑止し、個人の権利の侵害の防止を図ることを目的として、平成 27 年 2 月 2 日より住民票の写し等の証明書が第三者により取得された事実を通知する「本人通知制度」を導入し、区役所等で事前に登録されている方に対して、代理人や第三者からの請求により住民票の写しや戸籍全部（個人）事項証明書等を交付した際に交付したことの事実を後日郵便にて通知しています。

本制度をより多くの方に認知していただくことが不正請求の抑止につながるものとして周知に努めておりますが、市民における認知状況については課題であり、不正請求が発生した事実を受け止め、制度周知の強化に努めているところです。

（参考）認知度に関するアンケート調査の結果

- 令和 4 年度：「知っており登録している」2.5%、「知っていたが登録していない」15.5%
- 令和 3 年度：「知っており登録している」2.4%、「知っていたが登録していない」15.6%
- 令和 2 年度：「知っており登録している」2.1%、「知っていたが登録していない」14.3%

（参考）

- 「住民票の写し等の不正取得にかかる被取得者への告知事務取扱要領」
- 「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱」